

2021-8  
【第2版】

# 旅費における交通費の 実費精算制に係る質疑応答集



京都大学  
KYOTO UNIVERSITY

不正防止のための旅費制度見直しとして、令和2年2月に実施された全学会議において、「交通費の実費精算制の導入」が了承されました。

実費精算制は、不正防止率、早期実現性及び費用対効果の観点から、新幹線及びJR特急を利用する出張に限定するもので、その他については従前と変わらない運用とします。

本質疑応答集は実費精算制の運用において判断に迷うケースを予め想定し、各部局旅費事務担当からのご意見をもとに、その対応方法について取りまとめたものです。

運用を進めていくなかで新たに生じた疑義については、改訂版を発行する形で適宜、共有いたします。皆様方におかれましては、その点に何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和3年8月

京都大学財務部経理課

## 目次

1. 実費精算制の概要	
1-1 実施時期 .....	3
1-2 対象となる交通機関.....	3
1-3 出発地・帰着地 .....	3
1-4 旅費支給の弾力化 - 経路 - .....	3
1-5 旅費支給の弾力化 - 実費払い - .....	3
1-6 新たに提出が求められる書類.....	4
2. 運用方針	
2-1 対象者及び対象となる旅費の種別について .....	6
2-2 出発地・帰着地について①.....	6
2-3 出発地・帰着地について②.....	6
2-4 出発地・帰着地の確認 .....	7
2-5 領収書等の不提出に係る対応.....	7
2-6 概算払について .....	9
2-7 外部資金等に関する取扱い.....	9
2-8 回数券に関する取扱い .....	9
2-9 手数料に関する取扱い .....	9
3. 支給額に関する取扱い	
3-1 「最も経済的」とはいえない経路による場合 .....	10
3-2 合理的でない経路による場合① .....	10
3-3 合理的でない経路による場合② .....	10
3-4 用務地の最寄り駅と異なる駅を利用する場合① .....	10
3-5 用務地の最寄り駅と異なる駅を利用する場合② .....	10
3-6 在来線等の区間が領収書等に含まれる場合 .....	11
3-7 実費額が定額運賃よりも高額となる場合 .....	11
3-8 領収書等の全部又は一部を紛失した場合 .....	11
3-9 実費額を上回ると推測できる定額運賃を支給する場合 .....	11
3-10 実費額に通勤定期区間の交通費が含まれる場合 .....	11
3-11 規程上、認められない者がグリーン車を利用した場合 .....	12
3-12 グリーンプログラム利用に関する取扱い .....	12
3-13 自己都合により用務地等に留まる場合 .....	12
3-14 発着地の同一市内移動に係る取扱い.....	12

3-15	日当の範囲となる交通費の控除について①	13
3-16	日当の範囲となる交通費の控除について②	14
3-17	日当の範囲となる交通費の控除について③	14
3-18	日当の範囲となる交通費の控除について④	15

#### 4. 具体的な事例について

事例Ⅰ	(参照：3-1)	17
事例Ⅱ	(参照：3-2、3-3)	18
事例Ⅲ	(参照：3-6、3-7)	20
事例Ⅳ	(参照：3-8、3-9)	22
事例Ⅴ	(参照：3-10)	24
事例Ⅵ	(参照：3-11)	26
事例Ⅶ	(参照：3-13)	27

## 1. 実費精算制の概要

### 1-1 実施時期

令和2年10月1日以降に旅行を開始する出張から適用する。旅行開始日が令和2年9月30日以前の場合については、従前どおり、定額払いとする。

### 1-2 対象となる交通機関

新幹線及びJR特急（以下、「新幹線等」という）を利用した出張を対象とする。特急を除くJR在来線及び私鉄（以下、「在来線等」という）については従前どおり、定額払いとする。

### 1-3 出発地・帰着地

定額払いと同様に、実費精算制においても、原則として勤務地を出発地・帰着地とする。ただし、合理的な理由がある場合に限り、居住地又はその他の滞在地（以下、「居住地等」という）を出発地・帰着地とすることを認めるものとする。

### 1-4 旅費支給の弾力化 - 経路 -

定額払いにおける運用と異なり、「最も経済的」とは言いえない経路であっても、合理的理由のある実経路（以下、「合理的経路」という）であれば、実費精算制の対象とする。合理的理由の例としては、移動負担の軽減・乗換の利便性・時間の短縮・宿泊施設の制約（指定等）などが想定される。

	定額払いの考え方	実費精算制の考え方
出発地・帰着地	【原則】勤務地とする。	
	【例外】勤務地から出発・帰着するより合理的かつ経済的な場合のみ、居住地等を出発地・帰着地することができる。	【例外】勤務地から出発・帰着するより高額となる（＝経済的でない）場合であっても、合理性があれば、居住地等を出発地・帰着地することができる。
	発着地の同一市内移動に係る交通費は、従前と同様に原則として日当の範囲内とする。	

### 1-5 旅費支給の弾力化 - 実費払い -

路程が合理的経路による場合は、往復割引が適用されていないなどの手配方法の違いにより、実費額が合理的かつ経済的な経路に基づく定額（以下、「定額運賃」という）より高額であったとしても、領収書等に基づき実費額を支給することを認める。

路程が合理的でない経路による場合は、実費額と定額運賃を比較し、安価な方の額を支給

する。ただし、出発地・帰着地や新幹線等利用駅が明らかな場合は、合理的な範囲においてそれを考慮のうえ定額運賃を計算すること。（参照：3-2、3-3 及び事例Ⅱ）

	定額払いの考え方	実費精算制の考え方
交通費の算定	実経路は考慮せず、勤務地から用務地までの定額運賃を計算する。ただし、実経路が経済的である場合は、これによることが可能。	合理的理由がある場合は、「最も経済的」とはいえない経路であっても、領収書等に基づき実経路に要した費用を計算する。
合理性の考え方	出張者の支払額にかかわらず、定額運賃の計算上、安価であることをもって最も合理的かつ経済的と、限定的に認める。	明らかに合理的でないと判断される路程・手段※以外は認める。 ※自己都合による経路の逸脱(延伸等)や中断(途中下車等)、規程上、認められない者による特別車両の利用、又は必要性の乏しい近距離移動に係る新幹線等の利用等。

#### 1-6 新たに提出が求められる書類

新幹線等に係る交通費の支払いを証明する書類として、券売機や切符売り場で発行される領収書のほか、EX ご利用票、金券ショップのレシートやクレジット明細等（以下、「領収書等」という）の原本（WEB 出力の場合は PDF 印刷も可）が必要となる。領収書等に乗車日及び乗車区間（以下、「乗車情報」という）が記載されていない場合は、経路検索結果の出力や領収書等へ手書きするなどして補足すること。

（領収書等の例）

お客様控		エクスプレス予約/スマートEX		ご利用票 兼 領収書	
様		購入日 20**年*月*日		引渡枚数計 1枚	
会員番号 CF****-****-****-3456		ご利用全額計: ** **円(クレジット利用)		お預り番号 1024	
乗車日	列車・券種	利用区間	引渡日	利用金額	
*月*日	のぞみ1号	東京-新大阪	*月*日	¥**,**	
私戻はJR東海またはJR西日本の窓口でお取扱いします。 海東京MV44 処理番号 9999				東海旅客鉄道株式会社	



- ① 乗車日／金額
- ② 早特（指定列車・座席以外には乗車できません。）の表示がある場合は、効力に制限があります。
- ③ 乗車区間／発着時刻／列車・座席情報
- ④ 乗継列車がある場合は、乗り継ぐ列車の情報が記載されます。

EX ご利用票：

東海道・山陽新幹線における会員制予約サービス「EX予約」を利用して新幹線に乗車する際に、改札機から出力される利用明細票。

2019/9/17 EX予約 No. 56 エクスプレス予約  
表示日 2019年9月17日 6時59分

**ご利用票 兼 領収書**  
SALES SLIP AND RECEIPT

下記、正に領収致しました。 東海旅客鉄道株式会社  
This is certify that Central Japan Railway Company has received the following. Central Japan Railway Company

宛名 RECEIVED FROM  
東海道新幹線の予約ガイド 様

お預かり番号 RESERVATION NUMBER 3334

クレジットカード番号 CARD NUMBER JCBXXXX-XXXX-XXXX-XXXX

金額計 TOTAL AMOUNT **¥4,050** (クレジットカード利用) 内容 DETAIL きっぷのご購入代金

購入日 DATE OF PURCHASE 2019年9月12日 乗車日 DATE OF DEPARTURE 9月12日

列車名・券種 利用区間 のぞみ12号 名古屋 ➡ 東京 FROM TO **¥4,050**

## 2. 運用方針

### 2-1 対象者及び対象となる旅費の種別について

Q 新幹線等を利用する場合は、出張者の職名等にかかわらず実費精算制の対象となるか。

A 原則として、出張者が京都大学と雇用関係にある本学教職員又は本学学生であり、かつ、旅費の種別が出勤に係る旅費、赴任旅費及び招へい旅費以外の場合に対象となる。主な対象者は以下の表のとおりであるが、称号のみで、本学と雇用関係にない者は対象外であることに留意されたい。

対象者	該当	備考
本学教職員、本学学生	○	クロスアポイントメント実施者を含む
JSPS特別研究員	○	外国人特別研究員を含む
研修員・研究員等	×	研修規程に定めるもの(JSPS特別研究員を除く)
非常勤講師	○	雇用関係のない場合は対象外
非常勤研究員	○	
○○講座教員等	○	
招へい研究員、特別招へい教員	○	外国人研究員を含む
派遣職員	×	
民間等共同研究員	×	
名誉教授	×	科学研究費補助金等の交付を受ける本学の研究代表者又は研究分担者にあたる場合は対象
特任教授	○	雇用関係のない場合は対象外
客員教授、客員准教授、客員研究員	○	雇用関係のない場合は対象外
※出向者のうち、在籍出向の者は対象とする。		

種別	該当	備考
下記以外の旅費	○	
出勤に係る旅費	×	
赴任旅費	×	
招へい旅費	×	学生の出張を招へい旅費として処理する場合は対象

### 2-2 出発地・帰着地について①

Q 定額払いにおいては、合理的かつ経済的な場合に限り、居住地等を出発地・帰着地とすることが認められるが、実費精算制の対象となる場合も同様か。

A 実費精算制の対象となる場合は、「最も経済的」とはいえない経路であっても、合理的経路による場合は、居住地等を出発地・帰着地とすることを認める。

### 2-3 出発地・帰着地について②

Q 旅行伺様式に、「新幹線・JR 特急利用時等の出発地・帰着地等」の欄が追加されたが、旅行において新幹線等を利用しない場合も、勤務地以外を出発地・帰着地とする場合は当欄



に記載してよいか。

A 旅行伺様式 1-1 及び 1-2 の備考にあるとおり、新幹線等を利用しない場合も当欄に記載することは可能。また、併せて勤務地以外を出発地・帰着地とする合理的理由を連絡事項等に記載すること。

#### 2-4 出発地・帰着地の確認

Q 実費精算制の対象外となる出張についても、出張者に出発地・帰着地を確認する必要があるか。

A 実費精算制においては、旅費支給の弾力化及び旅費事務の円滑化のため、居住地等を出発地・帰着地として認める範囲を拡大したものであり、居住地等を出発地・帰着地とすることは規程上、あくまで例外的な取扱いとなる。したがって、これまでどおり旅行伺において出張者から申告がある場合のみ確認する運用で問題ない。

#### 2-5 領収書等の不提出に係る対応

Q 領収書等の不提出があった場合、どのように対応すればよいか。

A 令和 3 年 8 月 1 2 日付け財経経第 3 0 号「交通費の実費精算制における領収書等の不提出に係る対応について（通知）」のとおり、段階的な対応をお願いします。なお、不提出が 2 回に及んだ場合は、不正の疑いを否定できないものとして、当該出張者のその他の出張について調査を行う場合がある。

#### 月次報告

「領収書等の不提出」の有無に関わらず、翌月末までに、別紙 1「交通費の実費精算制における運用状況等の定期報告について（令和〇年〇月分）」により各共通事務部等における旅費事務担当掛から財務部経理課経理総括掛に定期報告を行う。

#### 不提出が 1 回目の場合

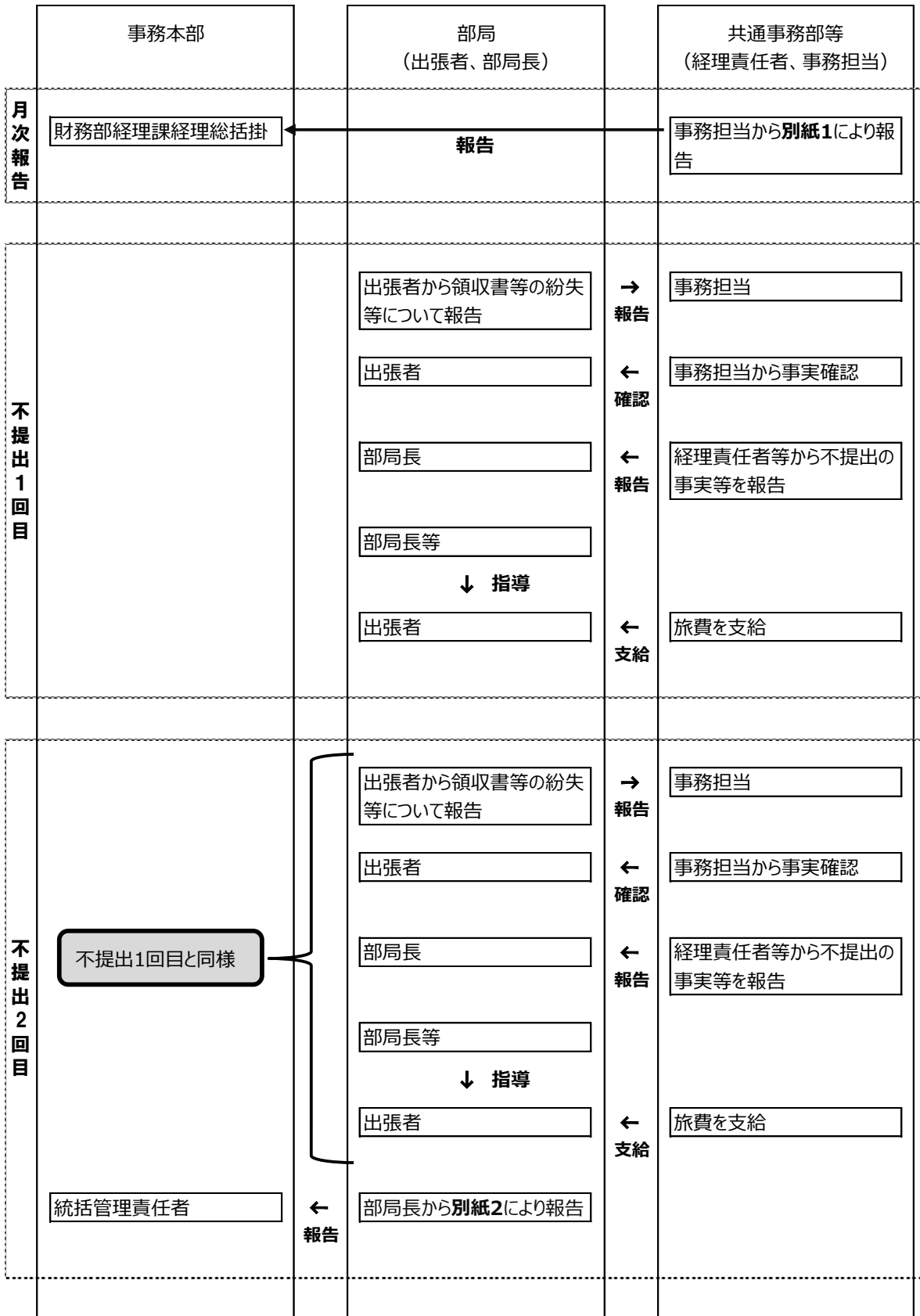
- 1-1 事実の確認後、不提出の事実等について経理責任者等から部局長に報告する。
- 1-2 部局長等から当該出張者に対して指導を行う。
- 1-3 定額又は定額を上限とする出張者の申告額を支給する。

#### 不提出が 2 回目の場合【1 回目の指導実施日から 1 年以内に発生（※）】

- 2-1 1 回目同様の手続きを行う。
- 2-2 不提出に係る原因及び対策等について、別紙 2「交通費の実費精算制における領収書等の不提出について」により部局長から統括管理責任者に報告を行う。

（※）累積回数は、最後の指導実施日から一年を経過するまで累積し、不提出が発生することなく経過した場合は、それまでの累積回数を清算する。

フロー図



## 2-6 概算払について

Q 実費精算制の対象について、概算払時に定額を支給することは認められるか。

A 概算払時に定額を支給することは差し支えない。ただし、戻入処理が極力発生しないよう、一律に定額を支給するのではなく、事前に乗車券等の購入手段や運賃表等を確認するなど、各部局の実情に応じた効率的かつ柔軟な運用を行うこと。

## 2-7 外部資金等に関する取扱い

Q 支払経費とする外部資金の旅費の支給について、本学の実費精算制と異なる取扱いが交付要領等で定められている場合、そちらを優先して問題ないか。

A 配分機関等が交付要領等において定める運用から逸脱すると、計上費用の否決や資金の返還等の可能性があるため、交付要領等を優先して対応することで問題ない。

## 2-8 回数券に関する取扱い

Q 回数券を利用する場合に必要な添付書類は領収書等のみでよいか。

A 「綴り」と「ばら売り」で必要な添付書類が異なるため、以下を確認すること。

### 綴りの回数券の場合

切符売り場や金券ショップ等で購入した際の領収書等（初回は原本、2回目以降はその写し）に加えて、出張の都度、使用済み回数券を持ち帰り、提出すること。回数券切符を持ち帰れない場合は改札を通った後の切符を撮影した券面画像を印刷する方法でも問題ない。

### ばら売りの回数券の場合

金券ショップ等で購入した際の領収書等を提出すること。なお、ばら売りの回数券を購入する場合は、領収書等の金額と費消額が一致するよう、1度の出張に必要な分を購入するものとし、複数の出張分をまとめて購入することは原則認めない。

## 2-9 手数料に関する取扱い

Q 旅行代理店等で切符を購入した際に発生する手配手数料は実費精算制の対象となるか。

A 当該手数料は旅費支給の対象外とする。ただし、旅行命令等の変更又は取消によるキャンセル・変更に係る手数料は従前どおり、旅費として支給できる。

### 3. 支給額に関する取扱い

#### 3-1 「最も経済的」とはいえない経路による場合

Q 用務の都合により、居住地を出発地とし、「最も経済的」とはいえない経路により出張した場合、領収書等に基づき実費額を支給することができるか。

A 合理的経路による場合は、領収書等に基づき実費額を支給することができる。

.....事例Ⅰ－2

#### 3-2 合理的でない経路による場合①

Q 合理的でない経路と判断する基準は何か。

A 「自己都合による経路の逸脱（延伸等）や中断（途中下車等）、規程上、認められない者による特別車両の利用、又は必要性の乏しい近距離移動に係る新幹線等の利用等」に該当するかを1つの基準とし、用務遂行のための合理的理由の有無で判断すること。なお、私事による移動も合理的でない経路に含まれる。.....事例Ⅱ

#### 3-3 合理的でない経路による場合②

Q 実経路が合理的でない経路である場合、支給額はどのように算定すればよいか。

A 実費額と合理的かつ経済的な経路に基づく定額運賃を比較し、安価な方の額を支給する。ただし、領収書等により出発地・帰着地や新幹線等利用駅が明らかな場合は、合理的な範囲において、それを考慮のうえ定額運賃を算定すること。.....事例Ⅱ

#### 3-4 用務地の最寄り駅と異なる駅を利用する場合①

Q 用務地の最寄り駅と異なる駅で乗車・下車した場合でも、合理的理由があれば領収書等に基づき実費額を支給できるとのことだが、当該最寄り駅から一定範囲内に限るなどの基準はあるか。

A 合理的とする理由の妥当性で判断すること。例えば、用務地周辺の宿泊施設が5駅先にしかない場合にその駅で下車することは合理的であると考えられるが、用務地の最寄り駅に宿泊施設があるにもかかわらず、個人的に宿泊したい施設が1駅先にあることを理由に最寄り駅以外で乗車・下車することは明らかに合理的でないといえる。

#### 3-5 用務地の最寄り駅と異なる駅を利用する場合②

Q 用務地の近郊に自宅があり、自宅に宿泊する場合は、用務地周辺に宿泊施設がある場合であったとしても、用務地の最寄り駅以外（自宅最寄り駅）を利用する経路は合理的経路と認められるか。

A 用務地周辺の宿泊施設以外（自宅や親戚宅等）に宿泊することがあらかじめ承認されている場合は、用務地の最寄り駅以外を利用する経路も合理的経路と認める。

### 3-6 在来線等の区間が領収書等に含まれる場合

Q 実費精算制の対象となる交通機関に在来線等は含まれないため、在来線等の区間が領収書等に含まれる場合は控除し、別途、定額運賃を算定する必要があるか。

A 新幹線等と在来線等を併用する路程の場合、領収書等により実費額及び乗車情報を確認できる部分については在来線等を含めて実費払いとし、それ以外の部分は定額払いとする。

.....事例Ⅲ－1

### 3-7 実費額が定額運賃よりも高額となる場合

Q 出張者が片道毎に切符を購入したため、実費額が定額運賃（往復割引適用）よりも高額である場合でも、実費額を支給することができるか。

A 実費精算である以上、業務遂行上要した費用は支給する実費弁済の原則を踏まえ、合理的経路による場合は定額運賃よりも高額となる実費額を支給して差し支えない。ただし、出張に支障のない限り、各種割引の積極的な活用を図るよう出張者に指導すること。

.....事例Ⅲ－2、事例Ⅲ－3

### 3-8 領収書等の全部又は一部を紛失した場合

Q 復路における領収書等を紛失した場合、支給額はどのように算定すればよいか。

A 合理的経路の範囲において、実経路に基づく定額運賃を支給する。ただし、出張者が定額運賃よりも安価な実費額を申告する場合は、減額調整し、申告額を支給するものとする。

.....事例Ⅳ－1

### 3-9 実費額を上回ると推測できる定額運賃を支給する場合

Q 領収書等を紛失したことに伴い定額運賃を支給するが、状況から考えて支給する定額運賃が実費額を上回ると推測できる場合でも、定額運賃を支給してよいか。

A 領収書等による確認ができないため、定額運賃を支給して問題ない。 .....事例Ⅳ－2

### 3-10 実費額に通勤定期区間の交通費が含まれる場合

Q 出張者が通勤定期区間を含めた合理的・経済的経路による切符を購入した場合、通勤定期区間にかかる交通費を必ず控除する必要があるか。

A 通勤定期を所持しているものの、使用せずに切符を購入している場合において、出張者

から特に申し出が無い場合は実費額を支給できる。ただし、出張者から通勤定期区間にかかる交通費の控除について申告がある場合は、該当区間にかかる相当額を控除した実費額を支給する。なお、定額払いにおける運用と同様に、通勤定期相当額の減額調整は出張者の申告によることを原則としており、旅費事務担当者が通勤手当の認定区間を確認することまでは想定していない。 .....事例V

### 3-11 規程上、認められない者がグリーン車を利用した場合

Q 規程上、認められない者がグリーン車を利用した場合、実費額を支給してよいか。

A その実経路（合理的経路）に係る定額運賃を上限として実費額を支給できる。なお、規程上、認められない者がグリーン車を利用した場合であっても、支給額にかかわらず、実費額や乗車情報を確認するため、出張者に領収書等を提出させること。 .....事例VI

### 3-12 グリーンプログラム利用に関する取扱い

Q 規程上、認められない者が EX 予約におけるグリーンプログラムのポイントを用いてグリーン車を利用した場合、その実費額は支給できるか。

A グリーン車利用に係る料金負担はないため、実費額を支給できる。

### 3-13 自己都合により用務地等に留まる場合

Q 用務の終了後、出張者が自己都合により、用務地の近郊にある自宅に滞在した場合、復路における新幹線の実費額を支給することは認められるか。

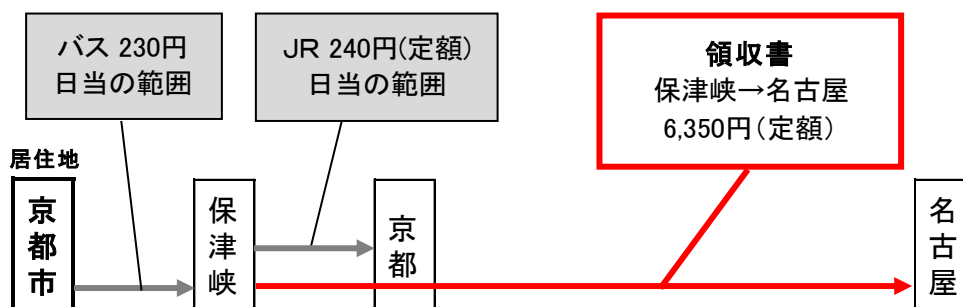
A 旅行命令等によって命ぜられた用務をその期間内に目的地において達成した場合には、旅行命令を満たす旅行となり、その用務に要する旅費について支払い義務が発生すると解される。したがって、用務の終了と異なる日に移動したとしても、必要な旅費は支給できるものとする。ただし、私事旅行の内容によっては一概に同一の取扱いはできないため、服務面や倫理面等について総合的に勘案した上で、慎重に判断すること。 .....事例VII

### 3-14 発着地の同一市内移動に係る取扱い

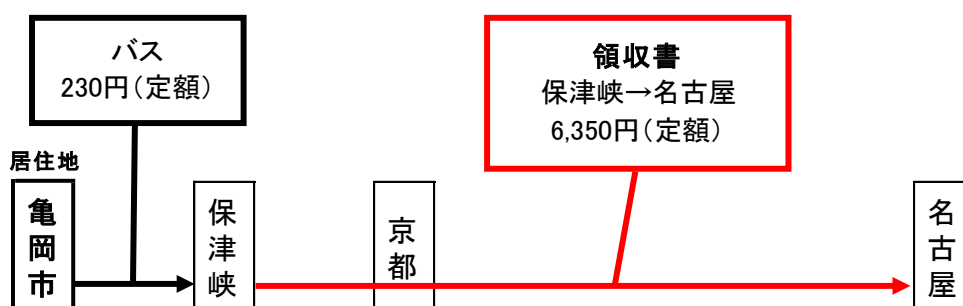
Q JR 保津峡駅から乗車し、京都駅にて新幹線に乗り換える出張において、発着地の同一市内移動交通費が領収書等に基づく実費額に含まれる場合、実費額から「保津峡→京都」にかかる交通費を控除する必要があるか。

A 勤務地以外を発着地とする場合、最寄り駅ではなく発着地の住所を基準とする考え方は実費精算制においても同様である。したがって、居住地が京都市内にある場合、「保津峡→京都」にかかる交通費は日当の範囲となり、交通費の支給対象とならない。

- ・居住地が京都市内にある場合は、「保津峡→京都」にかかる交通費は日当の範囲となる。



- ・居住地が京都市外にある場合は、居住地から京都駅までの移動に係る費用は交通費の支給対象となる。



※次の 3-15 から 3-18 までは合わせてご一読願います。

### 3-15 日当の範囲となる交通費の控除について①

Q 出発地が特定都市区内にあり、かつ、在来線区間と新幹線等の特急区間の「通しの乗車券」を購入し、かつ、当該 JR 線利用における最寄り駅及び特定都市区内中心駅から下車駅までの営業キロが 200km 以下（以下、「当該条件」という）となる場合において、同一市内移動交通費が領収書等に基づく実費額に含まれる場合は、実費額から控除する必要があるか。

A 旅費支給における原則として、発着地の同一市内移動交通費は日当の範囲とするため、実費額から控除する必要がある\*。

※ただし、以下の理由により控除しない運用も認めることとする。

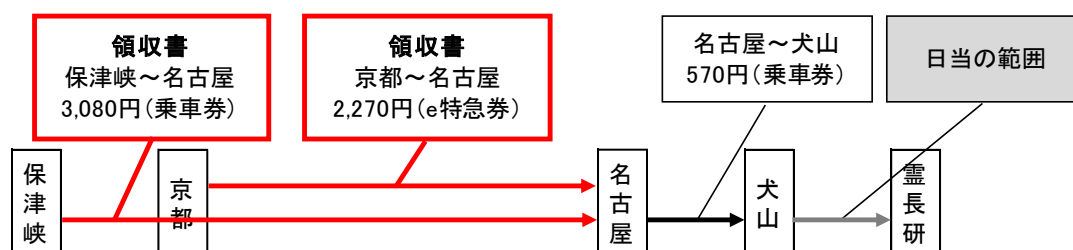
当該条件を満たす場合において、実費額から交通費を控除する必要が生じるケースは限定される。また、原則どおりに控除するとなると、個々の出張において、実費区間と同一市内移動を除いた区間の定額運賃を算定するなどの計算業務に係る負担の増加が懸念される。

以上のことから、運用上の費用対効果も考慮して、旅費計算に係る業務負担が大きく増す場合においては、例外的に該当する交通費を控除しない運用も認めるものとする。したがって、どちらの運用を選択するかについては、実費精算制の開始後の実情を踏まえ、各経理単位において判断すること。

### 3-16 日当の範囲となる交通費の控除について②

Q 3-15 について、具体的な事例を示してほしい。また、控除する同一市内移動交通費はどのように算定すればよいか。

A 例えば、保津峡から名古屋まで出張するケースがあげられる。控除額については、「保津峡→名古屋」にかかる実費額から「京都→名古屋」にかかる定額運賃を除いた金額とする。



控除額：440円 = 3,080円 - 2,640円

※「保津峡→名古屋」の定額運賃 3,080円、「京都→名古屋」の定額運賃 2,640円

支給額：5,920円 = 3,080円 - 440円（控除額） + 2,270円 + 570円

#### 【解説】

はじめに、交通費の控除が必要であるか確認する。本例の場合、「保津峡→名古屋」の定額運賃と「京都→名古屋」の定額運賃は同額でないことから、「保津峡→京都」にかかる交通費を実費額から控除する必要があるとわかる。

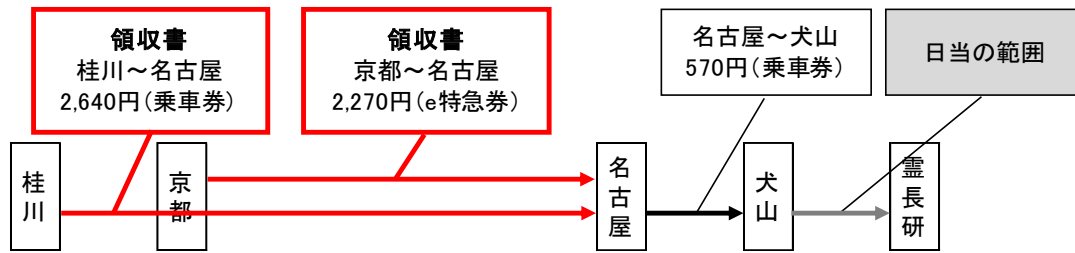
控除額は、「保津峡→京都」の定額運賃ではなく、実費額 - (実経路から同一市内移動区間を除いた経路にかかる定額運賃)の方法で算定する。ただし、3-15にあるとおり、例外的に440円を控除しない運用も認める。

### 3-17 日当の範囲となる交通費の控除について③

Q 京都市内にある居住地を出発地として、最寄り駅である桂川から名古屋まで出張する場合、実費額から控除する同一市内移動交通費はどのように算定すればよいか。

A 「桂川→名古屋」の定額運賃と「京都→名古屋」の定額運賃は同額であるため、実費額から控除する交通費はない。3-15にある「当該条件」を満たす場合であっても、必ず実費額から控除すべき交通費が生じるとは限らないことに留意されたい。





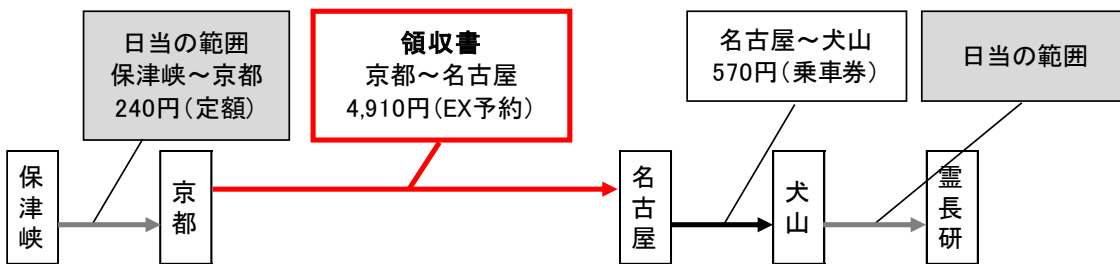
【解説】

はじめに、交通費の控除が必要であるか確認する。本例の場合、「桂川→名古屋」の定額運賃と「京都→名古屋」の定額運賃はいずれも 2,640 円であるため、実費額から控除すべき交通費はない。**3-15** に定める「当該条件」を満たす場合は、発着地の同一市内移動区間を除くことで定額運賃に差額が生じないか確認する必要がある。

3-18 日当の範囲となる交通費の控除について④

Q EX 予約を利用した場合も、**3-15** にある「控除しない運用」が認められるか。

A 日当の範囲となる交通費を控除することは、発着地の同一市内移動交通費が領収書等に含まれる場合に限り、検討の余地が生じる。EX 予約を利用した場合は発着地の同一市内移動交通費が領収書等に含まれないため、**3-15** にある「控除しない運用」を考慮する余地はない。よって、EX 予約を利用した場合の同一市内移動交通費は交通手段（地下鉄、私鉄、バス等）にかかわらず日当の範囲となる。



支給額：5,480 円 = 4,910 円 + 570 円

(参考) 京都市における特定都市区内の範囲



#### 4. 具体的な事例について

##### 事例 I

路程 居住地（最寄り駅：JR 吹田）から文部科学省への出張

条件 ・用務の都合により居住地を出発地及び帰着地とする。

※往路のみ例示する。

##### 事例 I - 1

日付	内容	交通機関	交通費		備考
			定額	実費額	
合理的かつ経済的な経路					
10/5	吹田	在来線等	¥14,720	¥570	
	京都	新幹線		¥13,070	EX予約
	東京	在来線等	¥170	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関				
(交通費支給額)				¥13,640	太枠の合計

##### 事例 I - 2

合理的経路					
10/5	吹田	在来線等	¥14,880	¥160	
	新大阪	新幹線		¥13,620	EX予約
	東京	在来線等	¥170	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関				
(交通費支給額)				¥13,780	太枠の合計

##### 【説明】

事例 I - 1 は合理的かつ経済的な経路であるが、これに対し事例 I - 2 は経済性の面で劣る（高額となる）。しかし、実費精算制では「最も経済的」とはいえない経路であっても、合理的経路である場合は、領収書等に基づき実費額を支給することを認める。よって、吹田を出発地とし、新大阪から新幹線に乗車する事例 I - 2 は合理的経路とみなすことができるため、実費額を支給することができる。

なお、新幹線の定額運賃は、実経路や手配手段にかかわらず、のぞみ乗車及び指定席利用を前提として算定する（適用がある場合は往復割引料金を採用）。

## 事例Ⅱ

路程 居住地（最寄り駅：JR 吹田）から文部科学省への出張

条件 ・用務の都合により居住地を出発地及び帰着地とする。

※往路のみ例示する。

### 事例Ⅱ－１

日付	内容	交通機関	交通費		備考
			定額	実費額	
合理的かつ経済的な経路					
10/5	吹田	在来線等	¥14,720	¥570	
	京都	新幹線		¥13,620	EX予約
	東京	在来線等	¥170	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関				
(交通費支給額)				¥14,190	太枠の合計

### 事例Ⅱ－２

合理的理由を伴わない目的地の逆方向への移動					
10/5	吹田	在来線等	－	¥860	
	新神戸	新幹線	－	¥14,170	EX予約
	東京	在来線等	－	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関				
(交通費支給額)				¥14,720	事例Ⅱ－１の経路に基づく定額運賃

### 事例Ⅱ－３

途中下車					
10/5	吹田	在来線等	－	¥570	
	京都	新幹線	－	¥5,680	EX予約
	名古屋	新幹線	－	¥10,310	EX予約
	東京	在来線等	－	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関				
(交通費支給額)				¥14,720	事例Ⅱ－１の経路に基づく定額運賃

### 事例Ⅱ－４

経路の逸脱(延伸)					
10/5	吹田	在来線等	－	¥9,130	吹田→船橋の乗車券
	京都	新幹線	－	¥4,910	京都→東京のe特急券
	船橋	在来線等	－	¥400	私事のための移動
	東京	在来線等	－	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関				
(交通費支給額)				¥14,040	

## 【説明】

事例Ⅱ－２の経路は明らかに合理的でない<sup>※1</sup>と判断されるため、事例Ⅱ－１に基づく定額運賃<sup>※2</sup>と実費額を比較し、安価な方の額（¥14,720）を支給する。

$$\underline{\underline{¥14,720 < ¥15,030 (= 860 + 14,170)}}$$

事例Ⅱ－３の経路は用務の履行に必要な移動（途中下車）が含まれるため、定額運賃（吹田→東京）と実費額（「吹田→名古屋」＋「名古屋→東京」）を比較し、安価な方の額（¥14,720）を支給する。

$$\underline{\underline{¥14,720 < ¥16,560 (= 570 + 5,680 + 10,310)}}$$

事例Ⅱ－４は事例Ⅱ－３と同様に考えるが、私事で生じた移動（船橋→東京）は旅費算定の対象外となる。よって、定額運賃（吹田→東京）と実費額（吹田→船橋<sup>※3</sup>）を比較し、安価な方の額（¥14,040）を支給する。

$$\underline{\text{¥14,720}} > \text{¥14,040} (=9,130 + 4,910)$$

※1

出発地（吹田）から東方面の目的地（東京）へ向かう際、出発地から目的地と逆方面（西方面）の最寄りの新幹線乗換駅（新大阪）をも通り越し、さらに西方面の駅（新神戸）まで移動して新幹線に乗り換える経路は明らかに合理的でない。

※2

比較する定額運賃の算定は、定額払いによる合理的かつ経済的な経路に基づくものとする。その理由は、都度、実際の手配方法に応じた合理的経路における運賃を算定する業務負担を軽減するため。また、手配方法によっては、合理的経路では手配できない（販売されていない）ケースもあり、その場合は従前どおりの定額払いによる合理的・経済的な運賃と比較するよりほかに、支給方針が統一されないため。ただし、本例の場合は領収書等から出発地が明らかであるため、勤務地ではなく吹田を出発地として定額運賃を計算する。

※3

定額払いでは、「東京→船橋」は用務の遂行に必要な私事移動であるため、旅費算定において考慮しない。しかし、実費精算制では、定額運賃と実費額を比較し、安価な方の額を支給することから、実費額に含まれる私事移動（東京→船橋）にかかる料金を別途計算のうえ控除する必要はない。

### 事例Ⅲ

路程 居住地（最寄り駅：JR 高槻）から九州大学への出張

- 条件
- ・用務の都合により居住地を出発地及び帰着地とする。
  - ・切符を駅構内にあるみどりの窓口で現金購入する。

※往路のみ例示する（定額運賃は往復割引適用料金の 1/2 の金額を記載する）。

#### 事例Ⅲ－１

日付	内容	交通機関	交通費		備考
			定額	実費額	
高槻－博多間の通しの往復切符を購入する場合					
10/5	高槻	在来線等	¥14,810	¥14,810	往復割引適用あり
	新大阪	新幹線			
	博多	バス	¥670	¥670	日当の範囲
	伊都キャンパス				
	(用務)				
(交通費支給額)				¥14,810	太枠の合計

#### 事例Ⅲ－２

高槻－博多間の通しの片道切符を購入する場合					
10/5	高槻	在来線等	¥14,810	¥15,820	実費額は往復割引適用なし
	新大阪	新幹線			
	博多	バス	¥670	¥670	日当の範囲
	伊都キャンパス				
	(用務)				
(交通費支給額)				¥15,820	太枠の合計

#### 事例Ⅲ－３

在来区間と特急区間を分けて片道切符を購入する場合					
10/5	高槻	在来線等	¥14,810	¥260	実費額は往復割引適用なし
	新大阪	新幹線		¥15,600	
	博多	バス	¥670	¥670	日当の範囲
	伊都キャンパス				
	(用務)				
(交通費支給額)				¥15,860	太枠の合計

#### 参考

EX予約による場合					
10/5	高槻	在来線等	¥14,810	¥260	EX予約
	新大阪	新幹線		¥13,490	
	博多	バス	¥670	¥670	日当の範囲
	伊都キャンパス				
	(用務)				
(交通費支給額)				¥13,750	太枠の合計

#### 【説明】

事例Ⅲ－１は高槻から博多までの通しの往復切符であるため、領収書等に在来線等（高槻→新大阪）の料金も含まれるが、実費額及び乗車情報を確認できるため、実費額として支給する。

事例Ⅲ－２は往復割引が適用されないため、実費額が定額運賃よりも高額となるが、領収書等に基づき支給することができる。

事例Ⅲ－３は在来線区間と新幹線区間を分けて片道切符を購入したため、事例Ⅲ－２より

も更に¥40 高額であるが支給することができる。

以上のように、合理的経路による場合は手配方法の違いにより新幹線等の料金に差が生じていても、それぞれ実費額を支給できる。

## 事例Ⅳ

### 事例Ⅳ－１

路程 居住地（最寄り駅：JR 高槻）から九州大学へ出張

- 条件
- ・用務の都合により居住地を出発地及び帰着地とする。
  - ・往復ともに、「高槻⇄博多」の通しの片道切符を駅構内にあるみどりの窓口で現金購入する。
  - ・復路の切符に係る領収書等を紛失したが、実経路及び手段について出張者から申告があるものとする。
  - ・定額運賃は往復割引適用料金を記載する。

日付	内容	交通機関	交通費		備考
			定額	実費額	
10/5	高槻	在来線等	¥29,620	¥15,820	実費額は往復割引適用なし
	新大阪	新幹線			
	博多	バス	¥670	¥670	日当の範囲
	伊都キャンパス				
	(用務)				
	伊都キャンパス	バス	¥670	¥670	日当の範囲
	博多	新幹線	(¥29,620)	¥15,820?	領収書等を紛失
	新大阪	在来線等			
	高槻				
(交通費支給額)			¥31,640		太枠の合計

### 【説明】

復路については、領収書等の紛失により実費額や乗車情報を確認することができないため、出張者が申告する実経路及び手段に基づく定額運賃を支給する。ただし、往路で片道分の領収書等が提出されたことから、復路の支払額に往復割引が適用されていないことが明らかであるため、算定する復路の定額運賃は、往復割引を適用しない金額（¥15,820）となる。

なお、領収書等を紛失した場合、出張者の申告をどこまで根拠とするかについては、定額を上限として、各経理単位において実情を総合的に勘案し、決定すること。

### 事例Ⅳ－２

路程 居住地（最寄り駅：JR 高槻）から文部科学省へ出張

- 条件
- ・用務の都合により居住地を出発地及び帰着地とする。
  - ・金券ショップで切符を現金購入したと申告があるものとする。
  - ・切符に係る領収書等を紛失し、かつ、実費額を忘失したものとする。

日付	内容	交通機関	交通費		備考
			定額	実費額	
10/5	高槻	在来線等	¥14,390	?	領収書等を紛失
	京都	新幹線			
	東京	在来線等	¥170	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関	徒歩			
(交通費支給額)			¥14,390		太枠の合計



**【説明】**

金券ショップで切符を購入したとの申告により、実費額は定額運賃よりも安価であることが推測できるが、領収書等により確認出来ないため、定額運賃を支給して差し支えないものとする。

事例V

事例V-1

路程 居住地（最寄り駅：JR吹田）から文部科学省へ出張

- 条件
- ・用務の都合により居住地を出発地及び帰着地とする。
  - ・通勤定期区間は定期券を利用したことについて出張者から申告を受けるものとする。

※往路のみ例示する。

日付	内容	交通機関	交通費		備考
			定額	実費額	
通勤定期区間について定期を利用する場合					
10/5	吹田	在来線等	¥14,720	¥0	定期利用
	京都	新幹線		¥13,070	EX予約
	東京	在来線等	¥170	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関				
(交通費支給額)				¥13,070	太枠の合計

事例V-2

路程 居住地（最寄り駅：JR吹田）から文部科学省へ出張

- 条件
- ・用務の都合により居住地を出発地及び帰着地とする。
  - ・通勤定期区間を含む経路の乗車券を購入したため、その相当額の控除について出張者から申告を受けるものとする。

※往路のみ例示する。

日付	内容	交通機関	交通費		備考
			定額	実費額	
「吹田→東京」にかかる支払額から「吹田→京都」の定額運賃を差し引く場合。					
10/5	吹田	在来線等	¥14,720	¥8,910	吹田→東京の乗車券
	京都	新幹線		¥4,910	京都→東京のe特急券
	東京	在来線等	¥170	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関				
控除額				¥▲ 570	方法①
(交通費支給額)				¥13,250	

日付	内容	交通機関	交通費		備考
			定額	実費額	
「吹田→東京」にかかる支払額から「京都→東京」の定額運賃を除いた金額を、通勤定期区間相当額として差し引く場合。					
10/5	吹田	在来線等	¥14,720	¥8,910	吹田→東京の乗車券
	京都	新幹線		¥4,910	京都→東京のe特急券
	東京	在来線等	¥170	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関				
控除額				¥0	方法②
(交通費支給額)				¥13,820	

**【説明】**

事例Ⅴ－１は、「京都→東京」に係る領収書等に基づき、実費額を支給する。なお、出張者は定期を利用した場合、旅行伺の連絡事項等にその旨を記載する必要がある。

事例Ⅴ－２は、出張者からの申告を受けて、通勤定期区間にかかる相当額を控除する必要がある。控除する額の算定方法は下記の２つがあるが、方法①が簡便である。

方法① 「吹田→東京」にかかる支払額から「吹田→京都」の定額運賃を差し引く。

方法② 「吹田→東京」にかかる支払額から「京都→東京」の定額運賃を除いた金額を、通勤定期区間相当額として差し引く。ただし、本例のように通勤定期区間相当額が０円以下（▲350円＝13,820円－14,170円）となる場合、控除は不要となる。

**事例VI**

路程 居住地（最寄り駅：JR吹田）から文部科学省への出張

条件 ・用務の都合により居住地を出発地及び帰着地とする。

※往路のみ例示する。

## 事例VI-1

日付	内容	交通機関	交通費		備考
			定額	実費額	
グリーン車(指定席)を利用する場合					
10/5	吹田	在来線等	¥14,880	¥19,750	グリーン車利用
	新大阪	新幹線			
	東京	在来線等	¥170	¥170	日当に範囲
	霞ヶ関				
(交通費支給額)			¥14,880		太枠の合計

## 事例VI-2

日付	内容	交通機関	交通費		備考
			定額	実費額	
EXグリーン早得を利用する場合					
10/5	吹田	在来線等	¥14,880	¥160	定額
	新大阪	新幹線		¥14,670	EXグリーン早得
	東京	在来線等	¥170	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関				
(交通費支給額)			¥14,830		太枠の合計

## 【説明】

支給上限とする定額運賃は、合理的かつ経済的な経路に基づき算定することを原則とするが、本例の場合は領収書等から出発地・帰着地や新幹線等利用駅が明らかであるため、それを考慮する必要がある。

事例VI-1は定額運賃<実費額であるため、¥14,880を支給する。

事例VI-2は定額運賃>実費額であるため、¥14,830を支給する。

**事例Ⅶ**

路程 居住地（最寄り駅：JR 高槻）から文部科学省への出張

- 条件
- ・用務の都合により居住地を出発地及び帰着地とする。
  - ・用務の終了後、自己都合（私事）により、自宅で2泊した後に帰着地に戻る。

事例Ⅶ－1

日付	内容	交通機関	交通費		備考
			定額	実費額	
用務の終了後、速やかに帰着地に戻る場合					
10/9	高槻	在来線等	¥14,390	¥400	
	京都	新幹線		¥13,070	EX予約
	東京	在来線等	¥170	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関				
	(用務)				
	霞ヶ関	在来線等	¥170	¥170	日当の範囲
	東京	新幹線	¥14,390	¥13,070	EX予約
	京都	在来線等		¥400	定額
	高槻				
(交通費支給額)				¥26,940	太枠の合計

事例Ⅶ－2

日付	内容	交通機関	交通費		備考
			定額	実費額	
自宅で2泊した後に帰着地に戻る場合					
10/9	高槻	在来線等	¥14,390	¥400	
	京都	新幹線		¥13,070	EX予約
	東京	在来線等	¥170	¥170	日当の範囲
	霞ヶ関				
	(用務)				
	霞ヶ関	在来線等	—	¥250	私事移動（支給対象外）
	荻窪				
	(宿泊)				自宅泊
10/10	(宿泊)				自宅泊
10/11	荻窪		—	¥310	私事移動（支給対象外）
	東京		¥14,390	¥13,070	EX予約
	京都			¥400	定額
	高槻				
(交通費支給額)				¥26,940	太枠の合計

**【説明】**

事例Ⅶ－2は用務の終了後、自己都合（私事）により直ちに帰着地に戻らず、東京都内の他地区（杉並区）にある自宅に2泊した後に帰着するものであるが、①旅行命令に従い用務を完遂したこと、②自宅泊をした10/10（土）及び10/11（日）は週休日にあたることから、復路に関する交通費を支給することは社会通念上許容範囲であると認められる。よって、本例では往復にかかる旅費を支給することは差し支えないものとする。